

1. 災害見舞金制度

(福祉部第2制度)

任意加入制で、加入者に対し火災、水害などの災害時に福祉部から見舞金を差し上げる制度です。市中の災害保険に較べて格安の掛金で加入できます。

1. 加入資格

本会会員（A会員、B会員）であれば、どなたでも加入できます。

2. 災害対象物件

災害対象物件は建物（病院・診療所・住宅）および動産（医療機械器具一式および家財）で、加入時に概要を申告していただきます。病院・診療所と住宅とが離れている場合は、その各々に対して限度口数まで加入できます。

3. 契約金額、掛金および加入限度口数

1口200万円まで5口1,000万円まで加入できます。掛金は1口について年額1,500円、1年掛け捨て方式です。

4. 見舞金額および手続き

見舞金は災害（火災、水害等）が起こったときに支払われます。

見舞金額は、全焼（全壊）100%以内、半焼（半壊）50%以内、軽焼（軽壊）10%以内という基準で、福祉部役員会で決定されます。ただし見舞金制度なので、損害金額を補償するものではありません。

災害が起こったときには、所属郡市等医師会長の証明を付けて福祉部まで申し出てください。

5. 掛金の支払方法

掛金は年2回に分納していただきます。委任によりご指定の口座からの引き落としか、または直接納付のいずれかによります。

6. 契約期間

契約は1年ごとに更新します。期間満了までに特別の申し出のないときは自動継続となります。

7. 加入手続

所属郡市等医師会を経て福祉部へ申し込んでいただきます。